

第3次 かほく市行政改革 実施計画書

平成27年度 ～ 平成31年度



平成27年3月

かほく市

目 次

I	計画の考え方	1
II	計画の進行管理	1
III	計画の実施期間	1
IV	計画の推進項目体系	2
V	具体的な推進事項	4
1	開かれた市政の推進	4
2	効率的で質の高い行政サービスの提供	9
3	公共財産の有効利用	16
4	組織の合理化と優秀な人材の育成	17
5	財政の健全化	20
VI	《資料》用語解説	28

I 計画の考え方

本実施計画は、「第3次かほく市行政改革大綱」に基づいて、「開かれた市政の推進」、「効率的で質の高い行政サービスの提供」、「公共財産の有効利用」、「組織の合理化と優秀な人材の育成」、「財政の健全化」の5つの推進事項に沿って、事務事業の項目ごとに取り組むべき改革及び改善の内容、実施年度及びその担当部局を明らかにすることによって、行政改革を着実に推進するものである。

II 計画の進行管理

本実施計画を確実に実施するため、「かほく市行政改革推進本部」を中心として全庁的な体制で取り組むものである。また、実施状況等については、各種団体の代表者、有識者及び市民からの公募による市民の代表者で構成される「かほく市行政改革推進委員会」に報告し、意見や提言を伺うとともに、進捗状況の公表を行い、必要に応じて計画内容を見直しするものとする。

III 計画の実施期間

本実施計画の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画とする。

IV 計画の推進項目体系

基本項目	実施項目	主な実施内容	主管課	頁
1 開かれた市政の推進	1 情報公開の推進	各種審議会等の会議録要旨をホームページに公開	総務課	4
	2 個人情報保護制度の充実	マイナンバー制度導入に向けて、個人情報の整理や条例改正を遅滞なく実施	総務課	4
	3 審議会等の公募委員、女性委員の増員	公募委員・女性委員の増員、審議会の統廃合の検討	総務課	4
	4 市民満足度調査の実施・分析	第2次総合計画策定にあたり、H26に実施した市民満足度アンケートを分析	企画情報課	4
	5 パブリックコメント制度の推進	市の計画策定過程におけるパブリックコメント反映の拡充	企画情報課	5
	6 広報紙の充実	アンケートの実施、ユニバーサルデザインの導入により判りやすい広報の作成	企画情報課	5
	7 ホームページ・いいメールかほくの充実	各担当がホームページを更新できるシステムにより情報鮮度の維持、いいメールの利用者増加	企画情報課	6
	8 ケーブルテレビの充実・加入促進	視聴者撮影映像の紹介などによる番組強化、ケーブルテレビ初期費用の免除・減額措置の継続	企画情報課	6
	9 地域づくり人材の育成	地域コーディネーター・活動指導者の育成・充実、学校支援ボランティアの奨励や地域連絡会の実施	生涯学習課	7
	10 男女共同参画社会の推進	意識調査、第2次行動計画の策定に加え、普及・啓発活動を継続実施	生涯学習課	7
	11 県立看護大学との連携による事業の推進	連携事業の継続実施により、行政・大学の持つ知的・物的資源を相互活用	長寿介護課	7
	12 市民大学校、出前講座等の充実	市民大学講座・出前講座の継続開催、情報の発信による受講者の増	生涯学習課	8
2 効率的で質の高い行政サービスの提供	13 まちづくり計画の推進	市民代表、有識者等による審議会の意見を反映させた第2次総合計画の策定	企画情報課	9
	14 定住促進事業の推進	市の定住環境のPRにあわせ、ニーズにあった適切な定住助成を実施	企画情報課	9
	15 地域防災体制の確立	自主防災組織の設立及び防災士の育成に加え、防災組織への継続的な活動支援	防災環境対策課	9
	16 地球温暖化防止活動の推進	第2期地球温暖化防止実行計画の推進、第3期実行計画の策定	防災環境対策課	10
	17 事業評価システムの推進	わかりやすく客観的な評価指標への見直し、事業評価システムの継続実施	財政課	10
	18 業務の民間委託化	委託により市民ニーズに適する事業や財政負担が軽減される事業の民間委託を推進	財政課	10
	19 保育園の民営化の推進	選定された保育園において指定管理者制度を用いた公設民営化を実施	子育て支援課	11
	20 地域ニーズに基づいた行政サービスの実施	子育て地域ニーズを把握した「子ども子育て支援事業計画」に基づき実施	子育て支援課	11
	21 子育て環境へ配慮した支援体制の整備	経過観察児童へのフォローや未熟児に対する訪問、相談の実施、不妊治療の継続実施	健康福祉課	12
	22 子どもの健全な成長の支援	ブックスタート事業や未就園児親子への絵本読み聞かせ等の各種事業の実施	生涯学習課	12
	23 健康づくり支援体制の充実	データに基づいた健康プランの見直しや市民の健康づくりを支援する体制の強化	健康福祉課	13
	24 障がい者福祉サービスの充実	障がい者計画等の策定、個々のサービス利用プランの作成・推進	健康福祉課	13
	25 介護福祉サービスの充実	要介護認定率の増加を低減するため、市民ニーズにあったサービス事業を実施	長寿介護課	14
	26 交通安全対策の推進	交通安全教室や反射材の配布など交通安全事業の実施、交通安全教室の継続開催	防災環境対策課	14
	27 福祉巡回バスサービスの充実	利用者のニーズを反映した運行ルート、運行時刻、バス停の配置見直しを実施	健康福祉課	15
	28 接遇の改善と徹底	接遇を重点とした研修の実施、接遇マニュアルの改善	総務課	15
	29 電子入札の拡大	電子入札の対象を拡大	総務課	15
3 公共財産の有効利用	30 体育施設・文化施設の管理体制の見直し	整備未了施設の方針・方向性の整理、体育施設予約システムの改善	生涯学習課	16
	31 土地開発公社の見直し	解散を視野に入れた保有土地等の売却の実施	総務課	16
	32 未利用地の有効活用の推進	市有地の売却・貸付の継続、普通財産から行政財産への切り替えの推進	総務課	16

IV 計画の推進項目体系

基本項目	実施項目	主な実施内容	主管課	頁	
4 組織の合理化と優秀な人材の育成	33 機能的な組織の構築	市民にとってわかりやすいスリムな組織の構築	総務課	17	
	34 消防広域化の推進	合理的な組織規模を考慮した広域化に向け職員間の勉強会の実施	消防課	17	
	35 定員管理の適正化	再任用職員や嘱託職員を含めた職員の適正配置を実施	総務課	17	
	36 多様な人材の確保	専門職員の確保と事務の専門化を図る	総務課	17	
	37 給与制度適正化の推進	人事院勧告に準拠した給与制度を基本とすることによる透明性の確保	総務課	18	
	38 研修等による人材育成の推進	各種研修への参加及び研修結果のフィードバックを行える体制の構築	総務課	18	
	39 人事管理による人材育成の推進	勤務評定結果の活用や人事管理制度の再考	総務課	19	
	40 昇任試験の実施	昇任試験の実施により能力のある職員が登用される仕組みの継続実施	総務課	19	
	41 職員提案制度の推進	提案の活用状況についての把握や入賞提案の公表	総務課	19	
	5 財政の健全化	42 サンセット方式による縮減	補助の性質・効果を見極め終期の設定についての見直し	財政課	20
		43 有料広告事業の推進	有料広告事業に関する基本指針を基に意欲的な事業推進を実施	総務課	20
44 ふるさと納税PRの推進		積極的な情報発信により新規寄附者の開拓、リピーター確保策の推進	総務課	20	
45 企業誘致の推進		企業誘致に関する助成制度を公表、企業が進出しやすい環境の整備	企画情報課	21	
46 ケーブルテレビ利用料金の徴収体制の拡充・強化		徴収吏員の設定等により滞納者整理体制の強化	企画情報課	21	
47 市税の徴収体制の拡充・強化		新規滞納者の発生を防止するための新たな徴収対策を検討・調査	税務課	21	
48 保育料の徴収体制の拡充・強化		引き続き、園長から保護者への直接的な未納対応を実施	子育て支援課	22	
49 国民健康保険税の徴収体制の拡充・強化		引き続き、分納計画等の納付相談を実施	保険医療課	22	
50 後期高齢者医療保険料の徴収体制の拡充・強化		引き続き、分納計画等の納付相談を実施	保険医療課	22	
51 介護保険料の徴収体制の拡充・強化		引き続き、65歳到達時の普通徴収切り替え時に口座振替を推進	長寿介護課	23	
52 市営住宅家賃の徴収体制の拡充・強化		指定管理者制の導入し、民間のノウハウを活用した滞納整理を実施	都市建設課	23	
53 水道料等の徴収体制の拡充・強化		包括的民間委託に徴収業務を含め、民間ノウハウを活用した滞納整理を実施	上下水道課	23	
54 給食費の徴収体制の拡充・強化		引き続き、未払者への個人面談を実施	学校教育課	23	
55 長期財政計画の策定		総合計画を反映させた長期財政計画の策定や当初予算時に中期財政計画の見直し	財政課	24	
56 財政事情の公表		住民へわかりやすい財政状況の公表を実施	財政課	24	
57 経費の節減合理化		シーリングによる物件費の縮減	財政課	24	
58 市営バス事業特別会計の健全化の推進		バス事業における収支計画を作成し、適正な収支状況の把握(料金改定等を含む)	産業振興課	25	
59 墓地特別会計の健全化の推進		墓地事業における収支計画を作成し、今後の事業計画を明確化	総務課	25	
60 ケーブルテレビ事業特別会計の健全化の推進		ケーブルテレビ設備の更新等を踏まえた収支計画を作成し、今後の事業計画を明確化	企画情報課	25	
61 国民健康保険特別会計の健全化の推進		収支計画を作成し、適切な収支状況の把握(料金改定等を含む)	保険医療課	25	
62 後期高齢者医療特別会計の健全化の推進		収支計画を作成し、適切な収支状況の把握	保険医療課	26	
63 介護保険特別会計の健全化の推進		介護保険事業計画(収支計画を含む)を作成し、適正な収支状況を把握	長寿介護課	26	
64 大海財産区特別会計の健全化の推進		中長期的な視野による収支計画を作成、将来的な木材の安定供給を含めた適正管理の実施	産業振興課	26	
65 水道事業会計の健全化の推進		事業計画を反映した経営計画(収支計画を含む)を作成し、適正な収支状況を把握(料金改定等を含む)	上下水道課	27	
66 下水道事業会計の健全化の推進		事業計画を反映した経営計画(収支計画を含む)を作成し、適正な収支状況を把握(料金改定等を含む)	上下水道課	27	

V 具体的な推進事項

基本項目：1.開かれた市政の推進

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)							
				項目	27	28	29	30	31		
1 ※情報公開の推進	総務課	・各種※審議会等の会議録で、公表可能なものについては、市のホームページに公表することによって、更に開かれた行政運営を目指す	・積極的な情報公開に努めることにより、個人の知る権利が更に尊重されるとともに、行政運営に対する※説明責任が全うされ、公正で開かれた市政が推進される	会議録のHP掲載 (掲載件数)	実施 20件	→	→	→	→	→	20件
2 ※個人情報保護制度の充実	総務課	・マイナンバー制度の導入に伴い、国が構築する制度に対して、遅れをとることなく実施する(H27年度まで) ・個人情報の整理 ・条例等の整備(H29年度まで) ・個人情報がどのような業務に利用されているかを確認できる開示システムの運用	・マイナンバー制度により、同一人の情報を各行政機関が相互に利用することができるため、情報の連携が図られる ・市民の皆様においても、自己の個人情報の利用状況等について今まで以上に感心をもつと想定される ・国が構築するマイポータルを通じ、市民の皆様それぞれが、自己の個人情報に関して行政等での利用状況等を確認することが可能となる	個人情報整理 条例等整備 開示システム運用	実施 実施 整備	→	→	→	→	→	→
3 審議会等の公募委員、女性委員の増員	総務課	・各種審議会等において、適宜、統合・再編・廃止ができないかも検討しつつ、公募委員は委員の割合が10%、女性委員は委員の割合が30%になるよう積極的に公募委員、女性委員の増員を推進する ・公募にあたっては、広報紙やホームページ等を活用し、広く市民の皆様へ募集を行う	・公募委員の数を増やすことにより、市民ニーズを幅広く収集でき、市政へ反映する事が可能となる 結果として、市民の皆様と行政との距離が縮まり、行政への理解が促進される ・女性委員が政策や方針等の決定に参画することにより、男女共同参画社会の実現が促進される	公募委員の採用 (公募の割合) 女性委員の増員 (女性委員の割合)	募集・採用 推進 採用 推進	→	→	→	→	→	10% → 30%
4 市民満足度調査の実施・分析	企画情報課	・H26年度に実施した市民満足度アンケートにより、「第1次※総合計画の実施状況に係る市民満足度と今後のまちづくりに対する市民ニーズ」を把握・分析することにより、第2次総合計画へ反映させる	・市民ニーズを把握することで、市の事業の方向性の参考とすることができる	調査結果活用	分析						

V 具体的な推進事項

基本項目：1.開かれた市政の推進

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
5 ※パブリックコメント制度の推進	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画決定に際したパブリックコメントに対する回答はホームページ上で公表されているが、策定された計画においてどのように反映されたかを公表できるような仕組みを考える ・提案箱などにより市へ寄せられた意見は、現在本人へのみ回答をしている ・ホームページに、意見と回答内容や市政への反映状況について公表し、広く市民の皆様によりよい市政への考え方を知らせる ・意見募集方法については実績等を調査・検討し、より一層市民の皆様からの意見の提出方法を安易にできるように検討・実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市へ寄せられた意見について、回答をホームページでも公表することにより、市民の皆様も安心して意見を提出することができ、よりよい意見の提出を期待できる ・計画のどの部分に反映されたのかを市民の皆様が知ることができ、提出の意義がわかることで市政に対する興味関心を増やし、市の活性化につながる 	パブコメ実施	実施	→	→	→	→
				回答HP掲載	実施	→	→	→	→
6 広報紙の充実	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・色覚に障がいのある方や、高齢者にも読みやすいように※ユニバーサルデザインを考慮した文字の大きさや色使いを用いたレイアウトとする ・年に1回、「広報かほく」上でアンケート募集記事を掲載し意見募集を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインを考慮したレイアウトとすることで、読みやすく判りやすい見た目となることで、読んでもらえる広報紙とすることができる ・アンケートで広く意見・感想を募集することにより、行政との距離が縮まり、行政への理解が促進される また、市民の皆様が必要とする情報を把握することにより、「興味を持ち」、「読んでもらえる」紙面づくりが可能となる 	アンケート募集	実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：1.開かれた市政の推進

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
7 ホームページ・いいメール かほくの充実	企画情報課	<p>(ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧媒体にとらわれない見やすいレイアウトを行うことにより、利用しやすいホームページを構築する ・情報更新について、チェック・更新・記事追加を行える担当を配置する <p>担当課に対しては記事の情報管理を行えるようにシステムの活用の指導補助を行う体制づくりに取り組む</p> <p>(いいメールかほく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して情報発信を行い市民の皆様への認知度を高め利用者数の維持及び増加につなげる ・様々な公的機関等と連携して、市民の皆様への周知を図る 	<p>(ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報の発信の手段として現在も活用していることから、より鮮度の高い行政情報・イベント情報などを広く提供することで、かほく市の存在感を市内外へ広めることができる <p>(いいメールかほく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心情報・生活情報などを手元にある携帯情報端末で受信できることから、即時性のある情報を引き続き提供し、市民生活の利便性向上に寄与することができる 	いいメール配信 (いいメール登録件数)	活用 4,500件	→ 4,550件	→ 4,600件	→ 4,650件	→ 4,700件
8 ※ケーブルテレビの充実・ 加入促進	企画情報課	<p>[番組強化促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴者撮影映像の紹介枠を増加(人員・機材等の制約から取材出来ないイベントの紹介機会を拡大) <p>[加入促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種初期費用の免除・減額措置を継続し、初期費用等の負担を軽減 ①加入料の免除 ②ライトプラン使用料免除(住民税非課税高齢者・障がい者世帯) ③新築家庭の引込工事料免除 ④宅内工事費割引 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者撮影映像の紹介により、ケーブルテレビ番組への関心が向上することが期待できる ・各種費用の負担の軽減によりお得感をもってもらうことで心理的なハードルが低くなり、加入率の向上が見込まれる 	番組強化促進策 (加入世帯数)	実施 4,600世帯	→ 4,680世帯	→ 4,760世帯	→ 4,840世帯	→ 4,900世帯

V 具体的な推進事項

基本項目：1.開かれた市政の推進

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
9 地域づくり人材の育成	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のための講座などを開催し、地域活動やまちづくりに取り組む新たな人材の掘り起こしや活動指導者等の育成を図る ・学校、各種地域の組織との連絡会を開催する ・生涯学習を地域に生かす場として「地域ぐるみの学校支援事業」を奨励する 	<p>(生涯学習社会の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様が学校支援活動に参加することは、これまで培ってきた知識や経験を生かす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにつながる <p>(学校教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様との協力と支援により、教員が本来の学校教育活動に集中し、よりきめ細かな教育ができる <p>(地域教育力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる支援活動を通じて、近年その低下が指摘されている地域の教育力が向上し、地域の絆が強まり、地域が活性化する 	人材育成講座等 連絡会 (学校支援ボランティアの登録者数)	実施	→	→	→	→
10 ※男女共同参画社会の推進	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に関する理解を深めるための講演会・講座など、普及・啓発事業を各種団体や石川県男女共同参画推進員と連携しながら実施する ・市民の皆様を対象とした男女共同参画意識調査を実施する ・「第2次かほく市男女共同参画行動計画」(H29～H38)を策定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・かほく市の現状にあった男女共同参画社会を推進することができる 	普及・啓発活動 意識調査 第2次計画 (行動計画に基づく個別事業の実施評価ランクA及びBの割合)	実施 実施	→	→	→	→
11 県立看護大学との連携による事業の推進	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的連携協議会にて、かほく市職員・石川県立看護大学教員各々より、連携を依頼したい事業項目を提案し、連携事業の可否とその内容について検討し、実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政及び大学が持つ知的・物的資源の相互有効活用が促進され、有益かつ質の高い事業効果が期待できる 	連携事業	実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：1.開かれた市政の推進

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
12 市民大学校・出前講座等の充実	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学校、出前講座等の拡充、継続する ・県立看護大学など高等教育機関の方々に講師を依頼する ・受講者へのアンケートを実施する(受講講座に対する感想や評価、希望する講座内容等) ・広報紙、ホームページ、チラシ、いいメールかほく、ケーブルテレビ等による情報の発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆様の学びへの関心と学習意欲を高め、学びを通じた豊かな生活と地域社会の活性化が図られる ・学びを通じて、人と人との輪ができる 	講座の開催	実施	→	→	→	→
				アンケート	実施	→	→	→	→
				情報発信	実施	→	→	→	→
				(市民大学校講座受講者延数)	—	—	—	2,000名	
				(出前講座の年間受講者数)	—	—	—	800名	

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
13 まちづくり計画の推進	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画を、平成27年12月までに策定 市役所内の横断的な組織として幹事会・専門部会を設置 <ul style="list-style-type: none"> →基本方針、ビジョンについて計画案作成 幹事会・専門部会で計画した事項 <ul style="list-style-type: none"> →市民代表、有識者、まちづくり専門者で構成された「審議会」で審議 →最終的な計画を策定 総合計画を基に策定されていく各種基本計画や実施計画について、随時策定状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 市民代表者等で構成する専門員等で構成する審議会で精査することにより、市民の皆様の意見が反映されるまちづくりの方向性を示した計画を策定することができる 総合計画を基に策定されていく各諸計画の進捗を図ることにより、市全体での総合計画の進捗を図ることができる 	総合計画	策定	実施推進	→	→	→
				各種基本計画	—	見直し策定	→	→	→
14 定住促進事業の推進	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進事業における各種助成制度を継続実施、若年層の定住を図る 市の住みよさを効果的に発信し、定住促進を図る [各種助成制度] <ol style="list-style-type: none"> 若者マイホーム取得奨励金制度(住宅建築費一部助成) 新婚さん住まい応援事業(アパート家賃一部助成) 木の家づくり奨励金制度(地元産木材使用の奨励金) 住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金(太陽光発電等施設整備の一部助成) 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の定住により少子高齢化を抑制し、定住人口を維持することで、市の活性化を図ることができる 	定住促進助成(助成件数)	実施 80件	→ →	→ →	→ →	→ →
15 地域防災体制の確立	防災環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ※自主防災組織の設立支援を継続する(目標55組織) 全町会区に※防災士を複数人配置できるよう資格取得費補助を継続する(目標300名) 地区の防災組織の継続的な活動を支援するため、防災訓練実施に対する補助などの活動支援体制を整える 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災意識及び知見の向上につながる 身近な防災力が向上し、市民の皆様が安心安全につながる ※自助・共助・公助をうまく連携できる組織としての活動が期待できる 	設立支援 (防災組織) 防災士育成 (防災士養成) 活動支援	実施 — 実施 — 実施	→ 55組織 → 300名 →	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
16 地球温暖化防止活動の推進	防災環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地球温暖化防止実行計画をもとに、二酸化炭素排出量の抑制を図る 電気・燃料使用量等の把握及びその節減行動の徹底、環境負荷の少ないエコ商品等の購入、公用車使用時における省エネ運転を実施する 市民の皆様が行った省エネ活動に対し、地域環境ポイント引換券を発行し、省エネ意識の推進を図る 石川県の省エネ・節電アクションプランへの参加(毎年7/1～9/30)を促進する いしかわ家庭版環境ISOへの登録を促進する 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的な温室効果ガス排出量を効果的に削減できるとともに、職員の間環境意識及び市民の皆様の意識醸成を図ることができる 光熱水費の削減が期待できる 省エネ活動等による「エコチケット」、地域環境ポイントを「にゃんたろうカード」にポイント加算をすることにより、市民の皆様の地球温暖化問題への関心度の向上及び参画を促すことができる 	実行計画	実行	→	→	→	第3期実行計画策定
				CO2削減率(H25を基準)	—	—	—	—	901,460 kg-Co2以上
17 ※事業評価システムの推進	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の総合評価となる指標等について、市民の皆様に対して、より客観的で成果がわかりやすい指標とする 社会情勢の変化や事業の進捗などを勘案し、目標値設定の見直しを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の必要性、効果を検証し、今後の予算編成や事業実施手法の改善に取り組むことで、より効率的な行政運営が可能となる 市民の皆様に対し、具体的に事業内容、実績、効果等の説明責任を果たし、事業単位での今後の方針を示すことが可能となる 	事業評価	実施・推進	→	→	→	→
18 業務の民間委託化	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施中の各事業について、 <ol style="list-style-type: none"> ①業務を民間委託 ②事業自体を民間事業者に開放することにより市民ニーズに適し、財政負担が軽減される事業を抽出する 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の民間委託の推進により、各事業においてより質の高い成果が得られる 民間事業者を活用することによる経費の縮減により、市の財政の健全化に資することになる 	民間委託	実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
19 保育園の民営化の推進	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度に「かほく市立保育園民営化ガイドライン」を策定する ・※指定管理者制度を用いた公設民営化を図り、具体的な事務を進める <ul style="list-style-type: none"> ① 民営化する保育園の選定 ② 指定管理料の算定(職員配置基準の明確化) ③ 民営化保育園の保護者説明の実施 ・H28年度より、事業所決定等の準備期間を経て、引継ぎ保育を実施する ・H29年度より、民営化を実施する ・選定された保育園にて、民営化により施設運営を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立・民間の役割分担の明確化により、特色ある保育内容となる ・民間参入による競争原理が働き、多様な保護者ニーズに即応した保育サービスが図られる 	民営化	ガイドラインの策定 公募事業者の決定	引継ぎ保育	民営化開始	→	→
20 地域ニーズに基づいた行政サービスの実施	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1.子どものための教育・保育給付の創設【教育・保育に関する給付制度の創設】 ・施設型給付施設(保育園、幼稚園、認定子ども園)については、市が適正であるか確認を行う ・地域型保育給付施設(小規模保育施設)については、市が認可と確認を行う ・保護者の施設利用について、市が給付の支給認定を行う 2.地域子ども・子育て支援事業 ・地域の子ども・子育て支援の充実(延長保育、放課後児童クラブ、一時預かり、病時病後児保育など)を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援制度関連の制度、財源、給付を一元化して新しい仕組みが構築され、質の高い教育、保育の一体的な提供、家庭における教育支援の充実を図ることができる 	子ども子育て支援事業	実施・推進	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
21 子育て環境へ配慮した支援体制の整備	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターのPRを行い、安心できる子育て環境を周知する ・※スマートフォンアプリを活用することで、妊娠・出産・育児に関する情報について必要な人に適切なタイミングで情報提供を行うとともに、夫婦間の情報共有を容易に図れるツールを活用し、夫婦間のコミュニケーション不足による出産・育児ストレスの解消を図る また、子育て支援センターや発達相談支援センター・保育園と連携しながら、経過観察児のフォローを行う ・必要に応じて福祉事務所等関係機関と連携し、児童虐待の予防を行う ・不妊不育治療費助成事業を引き続き実施する ・低体重児出生予防の啓発を行う未熟児には、医療機関と連携を図り、訪問・相談等を実施する ・子ども子育て支援事業計画及び健康プラン21を推進していく上で、事業の見直し、改善を図りつつ推進していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課と連携しながら、サービスの充実と効率的に事業展開を促すことで児童虐待予防を図る ・多様化する保護者ニーズに的確に応え、子どもを産み育てる環境づくりを整備していくことで、定住人口の増加が見込まれる 	子ども子育て支援事業計画 健康プラン21 出生率	実施・推進 見直し・策定 8.0%	→ 実施・推進 →	→ → →	→ → →	→ → →
22 子どもの健全な成長の支援	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力を向上させるため、家庭教育に関する講座等(ネット社会の問題を学ぶ講座を含む)を開催する ・親子の絆を深める機会として、親子対象事業を実施する ・読書の大切さを呼びかけ、活字に親しむ機会を継続して提供する ・ブックスタート事業、絵本読み聞かせ事業等の図書館事業を引き続き実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力を高め親子の絆を深めることにより、子どもの健全な成長のための環境を整える効果がある 	各種講座・事業	実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
23 健康づくり支援体制の充実	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 健康を増進させるために、生活改善が継続して実施できる体制(運動施設の充実、仲間づくり等)を整える 地区や他組織と連携した健康づくり事業を企画し、市民の皆様への情報提供を行う 特定健診・がん検診の受診者を拡大するため、医療機関健診の委託先の拡大や検査内容等(項目増加・毎年受診可能・年齢制限解除等)の制度拡充を図る 保健師・栄養士を地区担当制とし、担当地区の世帯ごとに乳幼児から高齢者までの健康管理を行う 国保※データベースシステムの稼動により、健診・医療・介護のデータを一本化して健康管理を行うとともに、データ分析を行ない、H27年度に健康プラン21の見直し・改定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の皆様が自ら健康づくりに取り組むことで健康への関心を高め、生活習慣病を予防することで壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上が図られ、医療費の伸びが抑制される 国保データベースシステムを活用し、データ分析することで、市の健康課題を把握し、健康プラン21の見直しに役立てることができる 	健康プラン21	見直し・策定	実施・推進	→	→	→
				特定健診・特定保健指導計画	実施・推進	→	見直し・策定	実施・推進	→
				食育プラン	実施・推進	→	→	見直し・策定	実施・推進
				(特定健診受診率)	53%	57%	60%	→	→
				(特定保健指導実施率)	50%	55%	60%	→	→
				(健康プラン21指標達成件数)	設定				
(食育プラン目標指数達成件数)	9/17	10/17	11/17	12/17	13/17				
24 障がい者福祉サービスの充実	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者一人ひとりのサービス利用計画については、市外相談支援専門員にも依頼しながら、年間を通して計画的な推進を図る 自立支援協議会、地域課題検討部会の体制を課題にあわせ見直す 各障がい者団体等の交流を通じて、新たなニーズの把握に努める 障がいへの理解に関して、普及啓発方法を具体化し取り組む 第4期障がい福祉計画を実施[H27年度] 第5期障がい福祉計画(H30年度～H32年度の3年間)及び第3次障がい者計画(H30年度～H35年度の6年間)を策定[H29年度] 	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用計画を作成することにより、障がい者一人ひとりにあったサービス利用が可能となる 現在の地域課題を整理し、改善に向けて検討していくことで障がい者が住みやすい地域となる 市民の皆様が障がいに関する理解が深まることで、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会となる 	第4期計画	実施・推進	→	→		
				第5期計画			策定	実施・推進	→
				第3次計画			策定	実施・推進	→

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
25 介護福祉サービスの充実	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画において、市民ニーズに合った事業を実施する ・地域支援事業 (見守り配食サービス、紙おむつ等支給支援事業等) ・高齢者等地域支え合い事業 (寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、訪問理美容サービス、軽度生活援助事業等) ・緊急通報システム事業 ・一般高齢者介護予防事業 ・個別事業…介護予防に有効な事業を検討し、広報等で広く募集するとともに、事業目的に応じた対象者を把握し、参加を促す ・地区事業…介護予防に有効な事業を検討するとともに、各地区と連携のうえ事業を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率増加の低減、要介護認定者の重症化を防ぐことができ、介護給付費の抑制につながる 	各介護事業 (要介護認定率)	実施 —	→ —	実施・見直し 17.0%以下	実施	→
26 交通安全対策の推進	防災環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてカーブミラーや注意看板を設置するなど注意喚起を促し、交通事故発生の抑制を図っていく ・交通安全教室や自転車教室を実施し、子どもや高齢者等の交通事故の未然防止に努める(反射材の配布等) ・市統一赤ランプ作戦を継続的に実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラーや注意看板などの設置により、ドライバーに対する注意喚起を促すことができ、交通事故の抑制が期待できる ・交通安全教室の実施により、子どもや高齢者等の交通安全意識の高揚が図られ、交通事故の未然防止が期待できる 	安全対策 交通安全教室	実施 実施	→ →	→ →	→ →	→ →

V 具体的な推進事項

基本項目：2.効率的で質の高い行政サービスの提供

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)						
				項目	27	28	29	30	31	
27 福祉巡回バスサービスの充実	健康福祉課	・地域環境の変化など現状を把握し、運行ルート、運行時刻、バス停の配置等の見直しを行い、改善を図る	・高齢者をはじめとする交通弱者へ移動手段を提供することにより、次の効果が期待される ①外出機会の増加による心身の健康増進 ②周辺地域の連携による地域経済の活性化 ③乗車により新たな市内の地域を知ることによる郷土愛と連帯感の醸成	運行ルート (利用者数)	見直し 46,000人	実施 →	→ →	→ →	→ →	→ →
28 接遇の改善と徹底	総務課	・総合案内窓口については、今後も業務委託に伴う専門職員を配置することにより、わかりやすく丁寧な対応を行っていく ・職員向けの研修を毎年度実施することにより、相手の立場で物事を考える習慣を身につけ住民サービスの向上へつなげる ・接遇マニュアルについて、3年に一度研修内容等を踏まえながら、見直しを図ることにより、職員への意識付けを行う	・総合案内窓口専門職員を配置することにより、市民の皆様への接遇改善となるほか、職員も手本とすることで、更なる接遇の向上が期待できる ・職員研修や接遇マニュアルの改善を実施することにより、接遇に対する知識だけでなく、意識改革により身についた接遇を行うことが期待できる	職員研修 接遇マニュアル (接遇研修)	実施 改善 1	→ → →	→ → →	→ 改善 →	→ → →	→ → →
29 ※電子入札の拡大	総務課	・H27年度より、建設工事全て(土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、電気、舗装他)を電子入札の対象範囲として実施する ・H28年度より、対象に業務の一部(建設コンサルタント、測量、設計)を加え、電子入札を本格実施とする ・電子入札の対象範囲や登録手続きについてホームページにより周知する	・入札執行に係る事務の効率化、経費(郵便料等)の削減が図れる ・入札参加者の事務の簡素化が図れる	電子入札	実施 (工事全て)	本格 実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：3.公共財産の有効利用

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)						
				項目	27	28	29	30	31	
30 体育施設・文化施設の管理体制の見直し	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設整備計画において整備未了の体育施設(弓道場)について、方針・方向性を整理し、整備を進める ・体育施設の予約状況等について、指定管理者間の連携と情報共有を進め、予約情報を適宜閲覧できるような仕組みを作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の統廃合、維持管理の合理化と経費削減を図ることができる ・施設利用者への利便性の向上を図ることができる 	体育施設整備 施設予約状況の共有	検討 実施	方針・計画決定 →	実施 →	→ →	→ →	→ →
31 ※土地開発公社の見直し	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社が保有する先行取得土地については、市が買戻しを実施するなど、解散に向けて保有土地の整理を実施する ・土地開発公社が取得・開発した「かるがの団地」等の分譲地は、引き続き売却を積極的に進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の売却及び市からの買戻しを積極的に進めることで、簿価残高、借入残高が減少し、経営の健全化を図ることができる 	売却 (売却)	実施 4件	→ 4件	→ 3件	→ 3件	→ →	→ →
32 未利用地の有効活用の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産台帳、図面等をデータベース化したものを運用、管理していく ・売却・貸付が可能な土地の周知については、現地に看板を設置するとともに、広報紙、ホームページ、新聞等によりPRする ・売却可能な土地は一般競争入札の実施により処分していく ・市の各事業用地として活用を検討し、可能な土地は、積極的に事業用地として転用を図る ・法定外公共物については、地籍調査事業ともタイアップし、機能を喪失しているものについては関係地権者に地区等利害関係人の同意を得てもらい、積極的に売却、貸付を進めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・売却・貸付を積極的に進めることで市の歳入増とすることができる 	売却等可能な土地の積極的なPR	実施	→	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：4. 組織の合理化と優秀な人材の育成

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
33 機能的な組織の構築	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の整理統合や定員適正化に対応できる機能的な組織の構築に向けて、必要に応じて組織の再編を実施する ・毎年11月 課内組織・定数調書の提出 ・毎年12月 課内組織・定数調書のヒアリング実施 →翌年度の組織に反映する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってわかりやすいスリムな組織づくりを行うことにより、効率的な事務遂行が期待できる 	組織再編	必要に応じ実施	→	→	→	→
34 消防広域化の推進	消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・2市2町間で、職員相互における広域化についての勉強会を引き続き実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の効率化を図ることができる ・警防、救急、予防業務等の高度化、専門化を図ることができる ・派遣研修等の充実を図ることにより、消防体制の基盤強化・署所の適正配置による初動の消防力や増援体制の充実を図ることができる 	事務の打合せ実施	実施	→	→		
35 ※定員管理の適正化	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えた職員の適正な年齢構成を視野に入れながら、再任用制度による再雇用者を適正に配置できるような仕組みを構築する ・行政サービスの多様化、専門化に伴い一般事務職とは別に専門的な知識を有した専門職を必要に応じ配置し、一般職とのバランスを図る ・正規職員と非常勤職員の業務内容を明確にし、市全体の職員数と適正な職員数を把握しながら採用に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員を適正に配置することにより、新規採用職員数の減少による影響を最小限に抑えつつ、適正な人事管理を行うことができる ・専門職を適正配置させることにより専門的な行政サービスを行うことができる 	定員管理 (定員数) [H26.4.1] 343名 ↓ 332名 (▲11名)	必要に応じ実施	→	→	→	→
36 多様な人材の確保	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度策定の第3次定員適正化計画に基づき職員の採用試験を実施する ・市民ニーズの多様化・専門化に対応するため、専門性が求められる分野が多くなってきているため専門職員の確保・育成を目標として、必要に応じて専門職募集枠を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材を確保することにより、事務の専門化を図ることができる ・各分野における専門職員を配置することで、組織の効率化と事務の専門化を図ることができる 	専門職ヒアリング 専門職の募集	実施 必要に応じ実施	→ →	→ →	→ →	→ →

V 具体的な推進事項

基本項目：4. 組織の合理化と優秀な人材の育成

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
37 給与制度適正化の推進	総務課	・給与制度については、従来どおり、国の給与制度や県内市町の状況を踏まえながら、※人事院勧告に準拠することを基本として、必要に応じて見直しを行う	・給与制度については、常に民間との状況比較について説明責任を持つこととなるため、国準拠を基本とすることにより透明性の確保が図られる	給与制度見直し	必要に応じ実施	→	→	→	→
38 研修等による人材育成の推進	総務課	・新規採用職員に対し、効果的・実践的な研修を実施する ・市独自研修では、必要度が高く、全職員に共通する研修を推進し、特定の職員に偏らないような受講を行う ・専門的な知識、技術に関する研修は、県市町村職員研修所・自治大学校などの専門研修機関を利用し、場合によっては市町村アカデミーなどの他団体との意見交換が可能な研修に参加し、効果的に知識を習得する ・研修に参加した職員から、組織へのフィードバックを行える体制を構築し、研修の効果をより一層高める ・所管課においては、事務担当者会議に積極的に参加し、他自治体との意見交換を行い、職員の知識レベルを常に高める ・石川県などの他団体への職員派遣や人事交流を積極的に行い、職員の識見を高める ・市民ニーズを的確に把握し、サービスの提供ができる職員を育成する	・新規採用職員に広く行政一般的な知識、制度を理解してもらうことにより、意識向上や市民サービスの向上が期待できる ・職員研修により、個人のスキルアップから組織のスキルアップへつなげる効果が期待できる ・他自治体との意見交換等により、常に問題意識を持ちながら業務を実施し、事務改善や問題解決等を図ることができる ・職員の資質向上が図られるほか、人事交流による他団体との情報交換が可能となる	職員研修	必要に応じ実施	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：4. 組織の合理化と優秀な人材の育成

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
39 人事管理による人材育成の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・かほく市勤務評定については、従来どおり4月から9月、10月から3月の2回に分けて実施、それぞれの結果を勤奨手当に反映させる ・組織の改編、社会情勢を踏まえ、昇任試験の受験資格や試験内容についても見直しを図るとともに、勤務評定を考慮しながら職員を適正配置する ・地方公務員法の改正に伴い、※人事評価のもつ趣旨を再考し、公平性・透明性の確保や人事育成という観点からも人事評価のあり方を再考する 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務評定結果を勤奨手当に反映させることにより、職員の向上心・競争意識を生み出し、さらなる資質向上を期待することができる また、勤務評定の結果を利用し、効果的な職員研修を行うことも可能となる ・人事評価の公平性・透明性や人事育成という観点を取り入れることにより、職員の勤務意欲の増進、資質向上が期待できる ・昇任試験の実施により、能力のある職員が登用される仕組みが期待されることから、職員間での切磋琢磨による資質向上が期待できる 	人事管理	制度構築	本格実施	→	→	→
40 昇任試験の実施	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・単に退職職員の補充のみならず、将来的な組織の改編等を十分に踏まえ昇任人数を決定する ・昇任試験の受験資格や試験内容について、その都度見直しを図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇任試験の実施により、職員の業務等に対する意欲の有無を確認することができる ・競争による昇任の仕組みを構築することにより、職員の職責に対する自覚を促し、職員の資質向上効果が期待できる 	昇任試験	実施	→	→	→	→
41 ※職員提案制度の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、制度内容を見直しつつ、提案が有効に活用されているかどうか進捗状況の把握を行い、業務改善に積極的に取り組む ・入賞提案や実施提案をホームページに公開する 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の把握を行うことで、提案の確実な実施が期待でき、市民サービスの向上、事務の効率化、経費削減が図られる また、提案が確実に実施されることにより、職員の改善・改革意欲の向上・組織の活性化も図ることができる 	活用状況の精査 入賞提案公開 (実施提案件数)	実施 実施 5以上	→ → →	→ → →	→ → →	→ → →

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
42 ※サンセット方式による縮減	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 各補助金については、補助の性質・効果を検証したうえで、必要性、金額について精査し、可能な補助金については、終期を設定する 各負担金については、負担割合等を精査する 新規の補助金、負担金についても同様に、必要性や効果を事前に評価し、その効果が最大限に発揮できるよう終期を定めて採択していく 	<ul style="list-style-type: none"> 各補助金、負担金の検証により、市民が必要とする事業が適正なコストで実施され、効率的な行財政運営につながり、また、市民の皆様の理解が得られる事業となる 新たな支援制度により、地域の活動実態に即した支援が可能になる 	制度の見直し	検討	→	実施・推進	→	→
43 有料広告事業の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> H25年度に有料広告事業に係る基本方針等を策定し、H26年度から全庁的に取り組んでおり、その実績と効果を検証し、より一層事業の推進を図る 有料広告事業に対し、意欲的に取り組めるような仕組みについて、先進事例を調査・研究し、財源確保の強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 市有資産に民間事業者等の広告を表示することによる新たな財源の確保または経費の削減につなげることができる 市内外への情報発信を通じ、地域経済の活性化への寄与といった波及効果も期待される 得られた収入、または削減された経費を市民サービスの向上につなげることができる 	有料広告事業 (広告媒体数)	実施 5媒体	→ →	検証 7媒体	実施 →	→ →
44 ※ふるさと納税PRの推進	総務課	<p>[新規寄附者の開拓]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市主催の行事(特に県外からの参加者があるもの)でポスター掲示、パンフレット配布などにより周知を図る ふるさと納税関連のホームページ(ふるさと納税情報センター)に情報掲載し、全国に情報を発信する <p>[リピーターの確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市特産品を贈呈するほか、毎月広報かほくを送付するなどかほく市に縁のあるお礼を行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット配布等を積極的に行うことにより、かほく市を応援したい郷土出身者等からの寄附が期待できる 寄附者に対して、市に縁のある「お礼」を行うことにより、市への愛着をもってもらい、リピーター確保につなげる 	新規寄附者 開拓 リピーター確保	実施 実施	→ →	→ →	→ →	→ →

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)						
				項目	27	28	29	30	31	
45 企業誘致の推進	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、企業立地推進のために情報を収集し、誘致の働きかけを実施する ・企業の業態に適合した用地の確保に向けた候補地を調査・検討・選定し、企業が進出しやすい環境を整える ・ホームページにおける企業誘致への助成制度紹介面を充実する 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の立地による税収の増、雇用の拡大による定住人口の増加による安定した財源の確保が期待される 	企業誘致活動 (企業誘致件数)	実施	→	→	→	→	→
46 ケーブルテレビ利用料金の徴収体制の拡充・強化	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員を徴収吏員として設定し、滞納者宅への訪問を行う ・滞納者の実態を見極め、実態に応じたペナルティ基準を策定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収体制を強化し、滞納時のペナルティを強化することで、滞納者数の削減が見込まれる 	ペナルティ基準の策定	検討	策定	実施	→	→	→
47 市税の徴収体制の拡充・強化	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる悪質な滞納者に対し、厳正に対処するため搜索等の滞納処分を実施するとともに、財産調査等を習慣化し、処分不可能な事案には速やかな執行停止を行い、メリハリのある滞納整理を行う ・新規滞納の発生を防止するうえで、現年度分の収納率向上を図ることが特に重要であることから、新たな徴収対策を実施する ・引き続き県滞納整理機構へ職員を派遣し、県や他自治体と連携した徴収・職員の知識・技術の向上を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・県滞納整理機構へ職員を派遣することにより、より専門的な知識・技術の習得が可能となり、特に悪質な滞納者への対応が可能となる 	新たな徴収方法 (現年度収納率)	調査	→	→	→	→	→
					98.0%	→	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
48 保育料の徴収体制の拡充・強化	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分未納者に対しては、「未納のお知らせ」を送付する ・さらに未納の場合は「督促状」を、園長が保護者へ直接手渡しを行い、納付依頼を実施する ・その後の未納については、電話による催告や臨戸徴収を行う ・過年度分については、速やかに納付相談を行ったうえで分納誓約等を結び徴収に努めるほか、児童手当の受給月には、改めて滞納者へ支払いの働き掛けを積極的に実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育園の園長から、直接声かけによる未納案内を実施することより、現年度分未納額の減少が見込まれる また、滞納分については、電話や臨戸による催告を行うことにより、減額の効果が見込まれる 	園長からの未納案内 (保育料現年度収納率)	実施 99.0%	→	→	→	→
49 国民健康保険税の徴収体制の拡充・強化	保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・新規滞納者の発生を防止するうえで、現年度分の収納率向上が重要であることから、納期限経過後は直ちに督促状、催告書を送付し、納付相談を実施する ・税務課と連携を強化し、滞納処分や執行停止等の現状に応じた対応を行っていく ・滞納者には、短期被保険者証を交付し、納付相談のなかで分納計画を勧める ・新規滞納の発生を防止するうえで、現年度分の収納率向上を図ることが特に重要であることから、新たな徴収対策を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・納期後の速やかな催告対応や細やかな納付相談を行うことにより、現年度徴収率の向上が期待できる 	納付相談 (現年度収納率)	実施 95.0%	→	→	→	→
50 後期高齢者医療保険料の徴収体制の拡充・強化	保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・新規滞納者の発生を防止するうえで、現年度分の収納率を上げるため納期限経過後は直ちに督促状、催告書を送付し、納付相談を実施する ・滞納者には、短期被保険者証を交付し、納付相談のなかで分納計画を勧める ・毎月下旬頃、電話催告を実施し、早期納付を促す ・所得の変化等により保険料額が急激に増加したときなどに、特別徴収から普通徴収に変更となる方が多く、普通徴収になった方には口座振替を促し、収納率の向上に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納時のペナルティ(短期保険証の交付等)を強化することで、滞納者の削減が見込まれる 	納付相談 (現年度収納率)	実施 99.85%	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)						
				項目	27	28	29	30	31	
51 介護保険料の徴収体制の拡充・強化	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料普通徴収の口座振替の推進(具体的な取組) 【周知・啓発案内の工夫】 ・介護保険料算定通知時(年2回) ・65歳到達時の被保険者証送付時 【積極的な啓発】 ・介護保険料納入意識の啓発 ・職員出前講座時に啓発 【その他】 ・窓口対応時における周知 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業の健全化に寄与する ・受益者負担の適正化が図られる 	口座振替の推進 (普通徴収現年度収納率)	実施 91.0%	→	→	→	→	→
52 市営住宅家賃の徴収体制の拡充・強化	都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅等の管理運営業務を指定管理者に委託し、民間ノウハウを活用した使用料の徴収を実施する ・H26年度策定の(仮)かほく市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、滞納分の整理・徴収を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の選定にあたっては、入居率や収納率を目標設定しており、民間のノウハウを活用することによって、高い入居率、収納率が期待できる 	徴収強化 (現年度収納率)	実施 99.0%	→	→	→	→	→
53 水道料等の徴収体制の拡充・強化	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・料金については、滞納額を増やさないため、また、滞納したまま市外へ転出しないよう、3箇月毎に給水停止を実施する ・負担金については、一括報奨金制度の周知徹底と、ボーナス支給月の職員一斉電話督促と戸別訪問を実施する ・分納履行の徹底監視の実施・料金徴収業務並びに水道開閉栓、メーター検針業務について、現在実施している包括契約に含めることも踏まえ、民間委託を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に現年度の徴収に重点を置くことにより、後々の滞納額の減少が見込まれる ・料金徴収等の業務を民間委託することにより、収納率や市民サービス(土日開閉栓等)の向上が図られる 	徴収業務等検討・実施 (水道料現年度収納率) (下水道使用料現年度収納率) (受益者負担金現年度収納率)	実施 98.5% 98.5% 95.5%	→	→	→	→	→
54 給食費の徴収体制の拡充・強化	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な納入を推奨するため、個別の相談も随時行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率の向上を図ることにより、財政の健全化に寄与できる ・受益者負担の適正化及び平等化が図られる 	未払い督促個人面談 (現年度収納率)	実施 98.6%	→	→	→	→	98.8%

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
55 長期財政計画の策定	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の財政計画については、第2次総合計画(H28年度～H37年度)に併せて策定する ・毎年度、当初予算編成と合わせて、中期(5箇年計画)の財政計画を見直す(毎年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される財源不足を解消することにより、財政の健全性を確保できる ・社会経済情勢や市民ニーズに的確に対応する財政運営が可能になる 	長期財政計画	策定・推進	→	→	→	→
				中期財政計画	実施・推進	→	→	→	→
56 財政事情の公表	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・かほく市全体での財務状況を表す「新地方公会計制度」を導入し、市民の皆様にもよりわかりやすい財政事情の公表を実施する ・公表する財務諸表については、一般会計のみならず、特別会計や水道事業などの企業会計を合算し公表をすることで、市全体の財政状況が把握できる公表書類を作成する <p>【従来の公表制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の会計は、現金主義、単式簿記を採用しており、1年間にどのような収入があり、それをどのように使ったのかという現金の動きに特化している <p>【新地方公会計制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生主義や複式簿記の考え方を取り入れた企業会計的な手法で作成するため、従来の現金の流れや資産や負債などの情報も把握できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況に応じた市民サービスの提供や財政運営に関する市民の皆様が理解が期待できる ・新公会計制度を導入することにより、かほく市全体の財政状況を把握でき市民の皆様にも理解しやすいものとなる 	公会計に基づく公表	作成	→	公開	→	→
57 経費の節減合理化	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成段階における、物件費のシーリングを徹底する ・第2次行革実施計画最終年度のH26年度の物件費項目(経常経費)と比較し、H31年度までに10%削減する 	<ul style="list-style-type: none"> ・※合併特例期間終了による、財政縮減に対応する ・あらためて、最小のコストで事業効果が発揮されるよう創意工夫することにより、経常経費の見直しに繋がる 	物件費縮減 (対H26シーリング)	実施 ▲2%	→ ▲4%	→ ▲6%	→ ▲8%	→ ▲10%

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
58 市営バス事業特別会計の健全化の推進	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> バス事業における収支計画を作成し、経営状況を明確化することにより、適正な収支管理を図る (収支計画作成のポイント) <ul style="list-style-type: none"> 運賃収入の見込み(利用者の状況)を踏まえたバスの小型化 運行路線の見直し 運賃収入と運行費用のバランスの検討 	<ul style="list-style-type: none"> バス事業としての独立採算制についても検討することにより、安定して交通弱者対策を行うことができる 	収支計画	作成	→	→	→	→
59 墓地特別会計の健全化の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 墓地区画に関する収支計画を作成し、今後の墓地造成等に係る事業計画を明確化する (収支計画作成のポイント) <ul style="list-style-type: none"> 墓地造成時の借入に対する償還金と新たな造成に関する資金計画 	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画を作成することにより、墓地の残区画等の管理が明確になることから、次期の造成工事における時期等が明確になり、全体を見通した健全な会計運営を図ることができる 	収支計画	作成	→	→	→	→
60 ケーブルテレビ事業特別会計の健全化の推進	企画情報課	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ設備の更新等に係る長寿命化計画などを踏まえた収支計画を作成し、今後の事業計画や収支見通しを明らかにする (収支計画作成のポイント) <ul style="list-style-type: none"> 設備更新計画と一般会計繰入金の検討 運営費用と利用料金のバランスの検討 番組提供の方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 設備更新には多額の財政負担が必要となるため、長期的な観点に立ち、更新計画を明らかにすることができる 利用料金と運営費用のバランスを考慮しながら、場合によっては料金値上も視野に入れながら検討を行うことができる 	収支計画	作成	→	→	→	→
61 国民健康保険特別会計の健全化の推進	保険医療課	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保険料負担を検討すべく収支計画を作成する (収支計画作成のポイント) <ul style="list-style-type: none"> 医療費と保険料のバランスの検討(一般会計繰入等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画の作成により、一般会計からの繰入や保険料負担のあり方を検討できる 	収支計画	作成	→	—	—	—

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
62 後期高齢者医療特別会計の健全化の推進	保険医療課	・医療費の高騰が保険料負担に直結するため、広域連合との連携により実施する健康づくり施策、医療費抑施策を周知し、医療費の削減を図っていく	・医療費高騰の抑制が期待できる	—	—	—	—	—	—
63 介護保険特別会計の健全化の推進	長寿介護課	・介護保険事業計画を作成し、適切なサービス見込みと保険者負担を図る (介護保険計画作成のポイント) ・国の制度改正をにらみ、計画ごとの現状分析及び将来予測の策定 ・施設系サービス事業を計画に盛り込む際は、市民の皆様のニーズだけではなく、需要予測及びその効果について十分な検討を運営委員会で言い、必要性が高いものを重点的に計上する ・地域支援事業については、国・県等補助対象範囲において、市民の皆様のニーズに合ったもので、効果が高いものを中心に実施する	・地域に合った地域支援事業の実施により高齢者の介護予防の促進、又は要介護者の介護度の重症化防止を図る ・要介護者の増加を抑制することに加え、介護給付の適切な提供を図ることで介護保険事業の健全化に寄与する	介護保険計画	実施	→	実施・作成	実施	→
64 大海財産区特別会計の健全化の推進	産業振興課	・財産的な管理だけではなく、森林環境の適切な管理を行うための伐採・造林を実施するために、中長期的な視点での収支計画(造林計画)を作成する (収支計画策定のポイント) ・造林地の適正な把握と財産価値の把握 ・森林環境の保全を考えた、伐採・造林計画	・中長期的な造林計画を作成することにより、森林環境の保全に資するとともに将来的にも木材の安定管理を行うことが可能となる	収支計画	作成	→	→	→	→

V 具体的な推進事項

基本項目：5. 財政の健全化

実施項目	主管課	実施内容	効果	実施スケジュール(年度)					
				項目	27	28	29	30	31
65 水道事業会計の健全化の推進	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を踏まえた経営計画(収支計画)を作成する (経営計画作成のポイント) ・※アセットマネジメント及び施設更新計画による、中長期的な更新・耐震化に併せた財政収支見通しを作成する ・次期包括的民間委託(H30年度)に備え、現状の委託契約内容の精査及び拡大範囲を検討し、経営計画に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託範囲の拡大等により、維持管理レベルの向上を図り、併せて維持管理費の削減が期待できる ・配水管の更新及び給水管(鉛管)更新を行なうことにより、漏水発生を減少させ有収水率の向上を目指す ・経営計画を作成することにより、適正使用料の把握を行う 	経営計画	作成	→	→	→	→
66 下水道事業会計の健全化の推進	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を踏まえた経営計画(収支計画)を作成し、収支状況を明らかにすることで、適正な料金の検討を行う (経営計画作成のポイント) ・公共下水道事業…施設の長寿命化計画の計画への反映を行う ・農業集落排水事業…施設の機能強化事業や将来的な施設の統廃合や公共下水道への編入を見据えた計画への反映を行う ・次期包括的民間委託(H30年度)に備え、現状の委託契約内容の精査及び拡大範囲を検討し、経営計画に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託範囲の拡大等により、維持管理レベルの向上を図り、併せて維持管理費の削減が期待できる ・経営計画を作成することにより、適正使用料の把握を行うことができる 	経営計画	作成	→	→	→	→

VI 《資料》用語解説

【あ行】

◆アセットマネジメント

資産管理の意味。中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現するため、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営すること。

【か行】

◆合併特例期間

市町村の合併の特例に関する法律により、市町村合併した団体を優遇する財政措置の存続する期間。具体的な優遇措置としては、地方交付税額の据え置き、合併特例債の発行などがある。

◆ケーブルテレビ

有線テレビ放送のこと。以前は、地形による難視の解消やビル陰等の都市難視解消を目的とした共同受信が主であったが、最近では、地域社会へ情報提供を行うチャンネルを含むものが多くなっている。

◆個人情報保護制度

市が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障し、市が取り扱う個人情報に関し保護措置を講じること。これにより、個人のプライバシーなどの基本的人権を擁護するものである。

【さ行】

◆サンセット方式

予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業などに期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。補助金などで事業の終期をあらかじめ設定することにも用いられる。

◆事業評価

限られた予算や職員の労働力の有効活用を図るため、事業の目的や手段をはっきりさせ、事業目的が達成されているか、費用は適切か、他の方法はないかななどを点検・評価し、より効果的な市政運営につなげていくもの。

◆自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

◆自助・共助・公助

災害時において、個人／地域／行政の役割分担を表すこの基本的な考え方。阪神淡路大震災以降注目され、東日本大震災で改めて理解が求められている。

- ・自助とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること。
- ・共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。
- ・公助とは、自治体などによる、防災・ライフラインの応急・復旧対策活動。

◆指定管理者制度

民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人その他の団体(指定管理者)が行う制度のこと。地方自治法の改正により平成15年9月2日から施行された。

◆情報公開

市が収集管理している公の情報を広く住民に公開する制度のこと。

◆職員提案制度

市役所の各職場で業務にたずさわる職員の声を、市の施策に活かすために、職員から提案を募集し、市民サービス向上などの施策に反映させる制度のこと。

◆審議会

地方自治体などの行政庁に附随する合議制の諮問機関の名称の一つ。

総じて住民各層の利益を代表する事業者・生活者団体委員と、実務・学識経験者などのいわゆる公益委員により組織されることが多く、議会制民主主義を補完する国民参加機関として、当該行政に関する重要な政策方針を策定したり、特定の処分を下す際に意見の答申を行うことなどを目的とすることが多い。

◆人事院勧告

国家公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の改善などに関し、人事院が国会と内閣に対して行う勧告のこと。人事院は、公務員の給与が民間企業との適正なバランスを保つことを基本とし、仕事の種類、役職段階、学歴、年齢などが同じ条件にある者同士の給与を比較し、勧告をすることになっている。

◆ 人事評価

年功序列的な給与体系ではなく、能力による給与体系を構築する手法。職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績を評価する。

◆ スマートフォンアプリ

多機能式の携帯電話(スマートフォン)によって操作するデジタルソフト。絶えず持ち歩く携帯電話の性質を活かし、手軽に操作ができることから利便性が高い。

◆ 説明責任

アカウントビリティーとも呼ばれる。自治体行政において、制度の対象者などの直接的に関係をもつ人々に対してだけではなく、間接的な関係しか持たなくとも地域にお住まいの皆様方全てに対して、内容や結果などを報告する必要があるとする考え方。

◆ 総合計画

総合計画とは、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画の総称のこと。

【た行】

◆ 男女共同参画社会

性別で役割を決めつけたり、性別に基づく社会のしきたりによる不平等を解消し、男女がお互い人として自由に活動し、互いに尊重しあう質の高い生活を送るため、男女があらゆる分野でともに参画することができる社会。

◆ データベース

蓄積したデータに対して、入力、検索、更新などの操作が容易になるよう意味づけを行ったものこと。

◆ 定員管理の適正化

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定めた複数年度に亘り適正に計画していくこと。

◆ 電子入札

一連の入札業務を電子化し、インターネットを用いて公告及び入札・開札、結果の公表まで行うことをいい、入札業務の透明性と公平性が確保され、事務の効率化も図られる。

◆ 土地開発公社

地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため設立することができる法人。

【は行】

◆ パブリックコメント制度

平成11年3月に閣議決定された意見照会手続き。市が事業を行う前に、できるだけ多くの情報を新聞やインターネット等の方法で公開し、電話やファックス、インターネット等の方法で意見を募集する制度。市民の意見を反映した制度設計とすることができる。

◆ ふるさと納税

平成20年に地方税法が改正され任意の地方自治体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分が所得税とあわせて、個人住民税の所得割の1割について税額控除とされる制度。

◆ 防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するもの。NPO法人日本防災士機構の認定が必要。

【や行】

◆ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインや設計。

かほく市総務部総務課
〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地
TEL 076-283-1111 FAX 076-283-4644
ホームページ <http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/>